

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

## 証 拠 申 出 書

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2023年6月 30日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁 護 士	山	田	秀	樹	
同	笹	田	参	三	
同	小	林	明	人	
同	井	上	卓	也	
同	山	本		妙	
同	岡	本	浩	明	
同	見	田	村	勇	磨
同	横	山	文	夫	
同	樽	井	直	樹	
同	中	谷	雄	二	
同	仲	松	正	人	
同	太	田	義	基	
同	小	川		香	

頭書事件について、以下のとおり証人尋問の申し出をする。

## 第1 大垣警察署関係

### 1 証人 阪上壽秋

#### (1) 証人の表示

〒503-0838 岐阜県大垣市江崎町4-2-2-10 大垣警察署

大垣警察署警備課長（情報交換開始当時）

阪上 壽 秋（呼出・主尋問30分）

#### (2) 立証趣旨

大垣署警備課あるいは岐阜県警本部警備部において一審原告らの個人情報を収集し、保有・管理していること、シーテック社と一審原告らに関する情報交換を行うことを決定し、実行したこと、情報交換でシーテック社から入手した一審原告らの個人情報を大垣署警備課で保有・管理し、あるいは岐阜県警本部警備部に報告をしたこと、一審原告らが公安警察の情報収集・保有の対象となっていること

#### (3) 尋問事項

別紙尋問事項のとおり

#### (4) 尋問の必要性

本件において、情報収集・保有の違法性が問題となっているところ、そのためには大垣署警備課あるいは岐阜県警本部警備部が一審原告らをターゲットにしてその個人情報を収集し、保有・管理していたこと、その目的あるいは理由を明らかにする必要がある。また、大垣署警備課がシーテック社に一審原告らの個人情報を提供するにあたっては、岐阜県警本部警備部の指示あるいは関与があったものであり、その内部手続などを明らかにする必要がある。さらに、シーテック社との情報交換によって大垣署警備課が一審原告らの個人情報を入手しており、その管理方法についても明らかにする必要がある。

上記事実関係については、一審被告県は一切認否をしないし、シーテック社従業員の見証尋問では明らかにできないので、情報交換に当たった警察官本人の見証尋問によって明らかにするほかない。

## 2 証人 横山裕之

### (1) 証人の表示

〒503-0838 岐阜県大垣市江崎町4-2-2-10 大垣警察署

大垣警察署警備課長（朝日新聞報道当時）

横山裕之（呼出・主尋問30分）

### (2) 立証趣旨

大垣署警備課あるいは岐阜県警本部警備部において一審原告らの個人情報を収集し、保有・管理していること、シーテック社と一審原告らに関する情報交換を継続したこと、情報交換でシーテック社から入手した一審原告らの個人情報を大垣署警備課で保有・管理し、あるいは岐阜県警本部警備部に報告をしたこと、一審原告らが公安警察の情報収集・保有の対象となっていること

### (3) 尋問事項

別紙尋問事項のとおり

### (4) 尋問の必要性

証人阪上についてのものに加え、本件では、朝日新聞の報道をきっかけにシーテック社との情報交換を終了したか、何らかの変更をしたか、継続しているかが不明であるので、この点について明らかにする必要がある。

また、第3回情報交換で一審原告船田の個人情報が、第4回情報交換で一審原告近藤の個人情報が大垣署からシーテック社に提供されているところ、これらの個人情報は船田や近藤に近い者しか知りえない情報を含んでいるため、その収集元や内部手続、第三者提供時の判断基準等について明らかにする必要がある。

しかるに、上記の不明点については、一審被告側は認否しないため、証人に対する尋問をもって明らかにするよりほかない。

### 3 証人 前田 某

#### (1) 証人の表示

〒503-0838 岐阜県大垣市江崎町4-2-2-10 大垣警察署

大垣警察署警備課巡査長（情報交換当時）

前田 某（氏名不明）（呼出・主尋問60分）

#### (2) 立証趣旨

大垣署警備課あるいは岐阜県警本部警備部において一審原告らの個人情報を収集し、保有・管理していること、シーテック社と一審原告らに関する情報交換を行うことを決定し、実行したこと、情報交換でシーテック社から入手した一審原告らの個人情報を大垣署警備課で保有・管理し、あるいは岐阜県警本部警備部に報告をしたこと、一審原告らが公安警察の情報収集・保有の対象となっていること

#### (3) 尋問事項

別紙尋問事項のとおり

#### (4) 尋問の必要性

証人は、大垣署警備課の警察官の中では唯一全ての情報交換に立ち会った者である。シーテック社作成の議事録の内容の正確性や情報交換の全容について立証するため尋問の必要性が高い。

また、大垣署警備課は一審原告らの情報を情報交換当時において保有しており、証人はそうした情報を現にシーテック社に情報提供した者である。原審での証人尋問での玉田氏の証言から、第1回情報交換においては、警察側の出席者の発言の割合は「巡査長（代理人注：証人のこと）の方が多かった」こと（証人玉田4頁）、さらに第3回情報交換でも主な発言者は「前田さん」であった

こと（同5頁）が認められる。第4回情報交換では、警察側の出席者は証人のみであったから、発言者も当然証人のみである。残る第2回情報交換でも、証人が主な発言者であったことが強く窺われる。

したがって、本件各情報交換において一審原告らの個人情報を提供した理由・目的を解明するために証人は必ず尋問すべき人物であるし、一審原告らの個人情報の収集・保有の有無、及びそれらの態様についても証人は事情を知っていることが見込まれるので、尋問の必要性が高い。さらに、大垣署警備課における個人情報の扱い一般についても知識を有する者であるから、これについての証言を得ることで本件における情報収集等の違法性を判断するうえで重要な事実を知ることができ、その意味でも尋問の必要性が高い。

## 第2 岐阜県警察本部関係

### 1 証人 三輪 優

#### (1) 証人の表示

〒500-8501 岐阜市藪田南2丁目1-1 岐阜県警察本部

警備部警備第1課長（情報交換開始当時）

三 輪 優（呼出・主尋問20分）

#### (2) 立証趣旨

岐阜県警本部警備部において一審原告らの個人情報を保有していること、県内各警察署警備課に一審原告らの個人情報を収集し報告することを指示していたこと、大垣署警備課にシーテック社と一審原告らについての情報交換を指示したこと、収集した一審原告らの個人情報を警察庁警備局に報告していたこと

#### (3) 尋問事項

別紙尋問事項のとおり

#### (4) 尋問の必要性

一審原告らは、大垣署管内のみで活動しているわけではないので（三輪、松島の居住地は養老署の管轄）、一審原告らを情報収集の対象とし、シーテック社と情報交換を行うことを指示しているのは岐阜県警本部警備部警備第1課（以下、「岐阜県警警備1課」という）に他ならない。岐阜県警警備1課では、警察庁警備局と連携して、一審原告らの個人情報を保有しており、さらに集積していればこそ、公安警察組織として一審原告ら各自の言動や行動、行動予測に強い関心を抱いている。そこで、岐阜県警警備1課において、一審原告らと直接、間接に接触することになるであろうシーテック社との情報交換を大垣署警備課に行わせることにし、シーテック社との情報交換に際して一審原告らの個人情報を使用させ、さらには一審原告らの個人情報を収集させることにしたものであるから、そのいきさつを明らかにする必要がある。

## 2 証人 岐阜県警警備1課長（朝日新聞報道当時）

### （1）証人の表示

〒500-8501 岐阜市藪田南2丁目1-1 岐阜県警察本部

岐阜県警警備1課長（朝日新聞報道当時）（呼出・主尋問15分）

### （2）立証趣旨

本件情報交換後の一審原告らの個人情報の取り扱いに関する検討状況、報告・指示・協議の状況等

### （3）尋問事項

別紙尋問事項のとおり

### （4）尋問の必要性

一審原告らの個人情報の収集及び提供を、誰が（岐阜県警本部警備部か警察庁警備局か）決めていたかは、その法的責任を明らかにする上で不可欠である。本来、新聞報道されるはずのない、秘密裏の情報交換の内容が新聞報道された

ことで、その後もシーテック社との情報交換を続けるかどうかについて、岐阜県警警備部内でなされた検討内容を明らかにする必要がある。

その検討は、岐阜県警警備部だけで決められることではなく、警察庁警備局の指示なくして決められることではない。また、現に参議院第189回国会内閣委員会において高橋清孝元警察庁警備局長が岐阜県警から報告を受けたと答弁しているから、警察庁警備局と岐阜県警が指示・報告をする・受ける関係にあることは明らかである。そのため、岐阜県警警備部と警察庁警備局とのやりとりの経過を明らかにする必要がある。

しかるに、上記の不明点については、一審被告県及び一審被告国は認否しないため、証人に対する尋問をもって明らかにするよりほかない。

### 3 証人 洞口幸男

#### (1) 証人の表示

〒500-8501 岐阜市藪田南2丁目1-1 岐阜県警察本部  
岐阜県警警備1課長（現在）

洞 口 幸 男（呼出・主尋問15分）

#### (2) 立証趣旨

岐阜県警察本部警備部において、本件情報交換でシーテック社に提供したものを含め、一審原告らの個人情報保有していること

#### (3) 尋問事項

別紙尋問事項のとおり

#### (4) 尋問の必要性

シーテック社作成の議事録により、大垣署がシーテック社に提供・収集した情報には、大垣署の管轄外の個人情報が含まれているため、本件情報交換には大垣署警備課のみならず岐阜県警警備1課が関与していたことが明らかであ

る。そのため、岐阜県警警備1課における一審原告らの個人情報の保有状況及び提供状況を明らかにする必要がある。

しかるに、朝日新聞の報道後、一審原告らが岐阜県警本部長に対して自己情報開示請求をしたところ、「存否応答拒否」という対応であった。一審原告らが開示請求した時点で既にすべて抹消していたのであれば、「不存在」という結論と、「存在しないので」という理由で回答すればよいところを、「存否応答拒否」としたのはこの当時もその後も保有し続けている可能性が高い。

そして、本訴において一審原告らは個人情報の抹消請求を行っているところ、その事実関係について一審被告らは認否をしない。

そこで、岐阜県警警備1課において、現在においても一審原告らの個人情報を保有しているのかどうかを明らかにする必要がある。

### 第3 警察庁関係

#### 1 証人 高橋清孝

##### (1) 証人の表示

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 警察庁

警察庁警備局長（情報交換実施当時）

高橋清孝（呼出・主尋問20分）

##### (2) 立証趣旨

警察庁警備局における個人情報の扱いのあり方、警察庁警備局が一審原告らの個人情報を違法に保有したこと、並びにその情報保有の態様、保有情報の利用方法、岐阜県警から本件情報交換の報告があったこと

##### (3) 尋問事項

別紙尋問事項のとおり

##### (4) 尋問の必要性

当該証人は、警察庁警備局長であり、その在任期は、本件情報交換がなされた時期から国会質問当時にまたがっている。

個人に関する公安情報はそれ自体が犯罪に該当するようなものではないから、都道府県単位の警察にとってはどのような個人について情報を収集すればよいか判別ができない。仮に都道府県警察ごとに判断してしまうと、日本社会全体としての「公共安全と秩序の維持」のための警察活動に役立たない。したがって、個人に関する公安情報としてどのような人物のどのような情報を収集するかは、警察庁警備局で決めるほかない。そしてその利用法についても統一的に行う必要がある。そのためには、警察庁警備局において何らかの基準を作り、これを全国の警察に示さざるを得ない。

そこで、警察庁警備局において警察法2条1項の「公共安全と秩序の維持」のために合法的と認め、収集対象とすべき個人の判断基準、個人情報の内容事項、都道府県警察警備部における収集方法、警察庁警備局への報告体制、利用方法等を明らかにする必要がある。

さらに、大垣署とシーテック社との情報交換が朝日新聞に報道された際、情報交換を継続するのかどうかは岐阜県警警備部だけで判断することはできない事項であるので、警察庁警備局との協議内容、指示の内容を明らかにする必要がある。

少なくとも、証人は国会答弁の場で本件につき岐阜県警より報告を受けた旨を発言しており、警察庁警備局がシーテック社作成の議事録記載の個人情報を保有するに至ったことが窺われるため、この点に関する事情を明らかにする必要がある。

## 2 証人 原 和也

### (1) 証人の表示

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 警察庁

警察庁警備局長（現在）

原 和 也（呼出・主尋問15分）

(2) 立証趣旨

警察庁警備局が、本件情報交換会でシーテック社に提供した情報を含めた原告らの個人情報を保有していること

(3) 尋問事項

別紙尋問事項のとおり

(4) 尋問の必要性

本訴において個人情報の抹消請求を行っているところ、一審原告らの個人情報の保有の有無を含め、その事実関係について一審被告らは認否をしない。そこで、警察庁警備局において一審原告らの個人情報を保有しているのかどうかを明らかにする必要がある。

第4 一審原告ら関係

1 証人 實原隆志

(1) 証人の表示

〒466-8673 名古屋市昭和区山里町18

南山大学 大学院法務研究科

實 原 隆 志（同行・主尋問30分）

(2) 立証趣旨

公安警察が、一審原告らの個人情報を収集・保有・利用（提供）することは違憲・違法であり、一審原告らの権利を侵害すること、個人情報の抹消請求が認められるべきこと

(3) 証明すべき事実及び尋問事項

① 証人の経歴など

- ② 憲法上の権利が問題となる場合の議論のあり方
- ③ 大垣警察によるシーテック社への情報提供が違憲・違法であること
- ④ 警察による一審原告らの個人情報の収集・保有が違憲・違法であること
- ⑤ 警察が保有している一審原告らの個人情報の抹消請求が認められること
- ⑥ その他本件に関連する事項

以上